教育委員会資料
平成 29 年 6 月 15 日
指　　導　　課

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

１　改正概要

（１）病気休暇の見直し

病気休暇の加算方法の見直し

【現　行】

明らかに異なる負傷等に係る病気休暇は、それぞれ９０日を限度に承認

【改正後】

明らかに異なる負傷等に係る病気休暇は、すべて合算して９０日を限度に承認

（２）子の看護休暇の見直し

休暇の対象となる子の年齢の引き上げ

【現　行】

９歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子

【改正後】

１２歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子

２　新旧対照表

別紙のとおり

３　施行期日

平成 29 年７月１日